

令和8年度緊急銃猟実地訓練実施計画

1 目的

近年、人の日常生活圏にツキノワグマ、イノシシ等（以下、「クマ等」という。）の危険鳥獣の出没が相次いでおり、人身被害も多く発生している。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせる恐れの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

緊急銃猟は局所的に発生する出没に対応するものであることから、その主体は地域に精通した市町村が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、銃猟を捕獲者に委託して実施することができるかとされている。

名取市でも緊急的な対応として、緊急銃猟について事前に必要な対応、役割分担を整理し、捕獲関係者も含め、役割に応じた人員を予め特定し、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要である。併せて、必要となる確認事項・手順を共有し有事の際には円滑に緊急銃猟を実施できることを目的として、訓練を実施する。

2 日時

令和8年7月22日（水）午前10時から正午

3 場所

名取市愛島台中央公園（名取市愛島台二丁目）

4 参加者等及び服装

市参加者：市長、副市長、部長、農林水産課

部外参加者：名取市鳥獣被害対策実施隊、岩沼市、岩沼市鳥獣被害対策実施隊、岩沼警察署

服装：配置職員は作業服と名札を着用

5 訓練設定

愛島台二丁目にクマの目撃情報があり、現地に駆け付けた市職員及び実施隊、警察による追い払いの結果、愛島台中央公園までクマを追いやることに成功したが、そこにクマが居座り、動かなくなった。

令和 8 年 6 月 24 日
定例記者会見資料
生活経済部農林水産課

緊急銃猟実地訓練位置図

